

旧約聖書を読んで感じること(25) 民数記「女性の働きと束縛」

イスラエルの 20 歳以上の男性は命の代償として、貧富に関わらず、半シケルを臨在の幕屋に奉納する義務(神殿税)がありました(出 30:15)が、女性は、父の財産、夫の所有物でしたから、何ら義務を負うことはありませんでした。いつの時代でもそうでしょうが、女性は家庭内にあって、子どもの養育、衣食住の管理、整備に当たります。けれども幕屋建設の際には、大きな働きをしているのです。

進んで心からする者は皆、男も女も次々と襟留め、耳輪、指輪、首飾り、およびすべての金の飾りを携えて来て、みな金の献納物として主にささげた。(出 35:23)心に知恵を持つ女は皆、自分の手で紡ぎ、紡いだ青、紫、緋色の毛糸および亜麻糸を携えて来た。心動かされ、知恵に満ちた女たちは皆、山羊の毛を紡いだ。(出 35:25-26)

大切にしてきた金の装身具、自らの手で紡いだ美しい糸を持ってきて、幕屋や祭服のために喜んで捧げ、奉仕した様子が記されています。その女性たちを「心に知恵を持つ」と評価しています。

ところが、そのような女性ばかりではなかったのでしょうか。「姦淫の疑惑を持たれた妻」の判決法(民 5:11)という非常に不可解な、規定が記されているのです。



姦淫の女 レンブラント

夫は妻に不貞の疑惑を抱けば、捧げものを持って、妻を祭司の所に連れて行く。妻が不貞を認めない場合は、祭司は幕屋の床の塵を入れた水に、更に呪いの言葉を書いた紙を浸して、それを妻に飲ませる。妻が苦しめば、呪われた者であり、有罪である。妻が清いならば呪いは免れるという、荒唐無稽な話です。法ではなく、マジナイのようなものです。これで女性の貞操が証明されるというのです。祭司も苦肉の策として、水を飲

ませたのでしょうか。夫は証拠がなくても、疑念を持てば、妻をこのように扱い、拘束したのです。妻はこのような屈辱を受けていたことが記されているのです。姦淫となれば、相手があります。男の責任はどのように要求されたのでしょうか。それは記されていません。十戒の7番目に「姦淫してはならない」とあり、姦夫姦婦共に死刑となります。ですから、この時代は、一応、一夫一婦制になっていたということを示しているようです。けれども女性を罰する力が強いのです。最初に「離縁」という言葉が出てきたのは民数記です。(民 30:9)夫は離婚する自由を持っていたようです。

イエス様は姦通の現場で捕えられた女が連れて来られた時、「あなたたちの中で罪を犯したことはない者が、まず、この女に石を投げなさい」(ヨハネ 8:7)と、罪は、裁き、罰することによって解決されるのではなく、罪を悔いる思いが人を立ち直らせると言っておられます。

また、男女共に、ナジル人として誓願を立てることができます。一定期間、主に献身することが出来ました。聖なる者として、髪を切らず、酒も飲まず、身を清めて、ひたすら祈ることができたのです。物断ちの誓いをして、修養する期間も持つことができました。けれども女性は、「女性の誓願」の規定という奇妙な規定に従わなければなりません。(民 30:4-17)女性が若い場合は、誓願中でも、彼女の父や夫が禁じた場合には、即座に誓願は無効になると定められています。イエス様は「しかし、わたしは言うておく。一切誓いを立ててはならない。天に、地に、エルサレムに、頭に、かけて誓ってはならない。」(マタイ 5:34)といわれました。今、現在のあるがままの自分自身に誠実であるようにと勧められました。



女性のナジル人